

# 橋本市緑の基本計画



平成25年3月

橋本市

## ごあいさつ



緑は、私たちに潤いとやすらぎをもたらすとともに、都市の安全性をはじめ、ヒートアイランドの抑制、多様な生物の生育・生息の場など多くの機能を有しており、その重要性はますます高まっています。

このような状況のもと、私たちのまち「橋本市」の緑のまちづくりを進めていくため、「橋本市長期総合計画」に基づき、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本方針となる「橋本市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）」を策定いたしました。

橋本市は、緑の山々に囲まれ、中央部を紀の川が流れる豊かな自然環境や歴史遺産に恵まれています。平成18年3月1日に橋本市・高野口町が合併し、その魅力は一層充実したものとなっています。

こうした緑や景観をみんなで守り、育て、広げるためには、市民一人ひとりが緑化活動や美しい景観づくりなどに取り組み、次の世代に継承していくことが重要です。

今後、「緑の基本計画」においては、市民・企業・行政の協働により、この基本理念である『紀の川の流れと豊かな緑が大きなみのりと笑顔を咲かせる はしもと』（みんなで守り育てる水と緑にゆったりとふれあいながら散策できるまちに）の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えています。

なお、本計画の策定にあたりまして、市民アンケートなどにご協力いただきました市民の皆様、また、ご審議を賜りました「橋本市都市計画審議会」委員の皆様、ご意見やご提言を賜りました「橋本市都市計画マスタープラン等策定検討委員会」委員の皆様並びに関係各位に対しまして、心からお礼を申し上げます。

平成25年3月

橋本市長 **木下善之**

## 目 次

<b>序 章 策定の趣旨</b> .....	<b>1</b>
1. 緑の基本計画とは .....	1
2. 計画の目的 .....	1
3. 計画の位置づけ .....	1
4. 目標年次 .....	1
5. 対象とする緑と範囲 .....	2
5-1. 対象とする範囲 .....	2
5-2. 対象とする緑 .....	2
6. 橋本市の概要 .....	3
<b>第1章 緑の現況と課題</b> .....	<b>4</b>
1. 緑の現況 .....	4
1-1. 本市を構成する主要な緑 .....	4
1-2. 緑に関わる市民の意識 .....	5
2. 緑の課題 .....	6
2-1. みどりの保全と活用 .....	6
2-2. みどりの創出と育成 .....	6
2-3. 協働によるみどりの取り組み .....	6
<b>第2章 緑の将来像と計画目標</b> .....	<b>7</b>
1. 基本理念 .....	7
2. 基本方針 .....	7
2-1. みんなで緑を守り伝えます .....	7
2-2. みんなで緑をつくり育てます .....	7
2-3. みんなで緑の輪を広げます .....	7
3. 緑の将来像 .....	8
3-1. 骨格となる緑 .....	8
3-2. 緑のまちづくりの拠点 .....	8
3-3. 水と緑のネットワーク .....	9
3-4. 緑豊かなまちづくりの推進 .....	9
4. 公園整備及び緑化の目標 .....	11
<b>第3章 緑地配置計画</b> .....	<b>12</b>
1. 環境保全のための緑地配置 .....	12

1-1. 骨格となる緑地を保全します	12
1-2. 水と緑のネットワークにより生物の生育・生息環境を確保します	12
2. レクリエーションのための緑地の配置	12
2-1. 水と緑のレクリエーション機能を体系的に形成します	12
2-2. スポーツレクリエーションの機能を体系的に形成します	12
2-3. 日常的なレクリエーションの場を確保します	12
3. 景観のための緑地の配置	13
3-1. 橋本らしい景観を形成します	13
3-2. 緑豊かな視点場を確保します	13
4. 防災のための緑地の配置	13
4-1. 災害を防止します	13
4-2. 安全な避難場所・避難路を確保します	13

#### 第4章 緑地の保全及び緑化推進のための施策 14

1. みんなで緑を守り伝えます	15
1-1. 自然の緑の保全と活用	15
1-2. 農地の保全と活用	15
1-3. 水辺空間の保全と活用	16
2. みんなで緑をつくり育てます	16
2-1. 都市公園などの整備	16
2-2. 道路などの緑化	17
2-3. 公共建築物などの緑化	17
2-4. 住宅・事業所などの緑化	18
3. みんなで緑の輪を広げます	18
3-1. 市民が主体となる緑のまちづくり	18
3-2. 緑の普及活動	19
3-3. 人や組織の育成	19

#### 第5章 緑化重点地区の設定と整備方針 20

1. 緑化重点地区とは	20
2. 緑化重点地区の設定	20

#### 第6章 実現のための方策 21

1. 行政ができること	21
1-1. 緑化の推進・管理体制を充実します	21
1-2. 条例等制度を充実します	21
1-3. 市民参加の推進を検討します	21

1-4. 実施計画の立案・調査に取り組みます .....	21
2. 市民・企業ができること .....	21
2-1. 緑に関心を持ちましょう .....	21
2-2. 身のまわりから花や緑を増やしましょう .....	22
2-3. 人と緑の和を広げましょう .....	22

# 序章 策定の趣旨

## 1. 緑の基本計画とは

---

『緑の基本計画』とは、市町村が独自性、創意工夫を発揮して緑地の保全から公園緑地の整備、その他の公共公益施設及び民有地の緑化の推進まで、まちの緑全般について将来のあるべき姿とそれを実現するための施策について、市民のみなさんの意見を反映させつつ策定する、緑に関する総合的な計画です。

## 2. 計画の目的

---

本市は、母なる川の紀の川が東西に流れ、北部には和泉山脈、南部には紀伊山地と、水と緑に恵まれた自然豊かなまちとして形成してきました。しかし、昭和 50 年代より大規模な住宅地開発などにより都市化が進み、また、京奈和自動車道や国道 371 号バイパス整備などにより、まちの緑は失われつつあります。

このようなことから、本市の貴重な緑を守り育て、そして後世に受け継いでいくため、市民・企業・行政が協働して、潤いと魅力のあるまちづくりを進めていくことを目的としています。

## 3. 計画の位置づけ

---

本計画は、将来のまちづくり計画である「橋本市長期総合計画（平成 20 年 3 月策定）」や「橋本市都市計画マスタープラン（平成 24 年度策定）」などの上位計画や「橋本市環境基本計画（平成 20 年 3 月策定）」などの関連計画と整合を図り策定するものです。

また、「まちづくりに関する市民アンケート調査」や「橋本市都市計画マスタープラン等策定検討委員会」での市民のみなさんや関係団体などの幅広い意見を取り入れながら策定するものです。

## 4. 目標年次

---

本計画は、2013 年（平成 25 年）を基準年度として、概ね 20 年後の 2032 年（平成 44 年）を目標年次とし、「橋本市長期総合計画」より長期的な計画とします。

ただし、社会情勢の大きな変化などに対応し、見直しの必要が生じた場合は、適宜見直しを行います。

## 5. 対象とする緑と範囲

### 5-1. 対象とする範囲

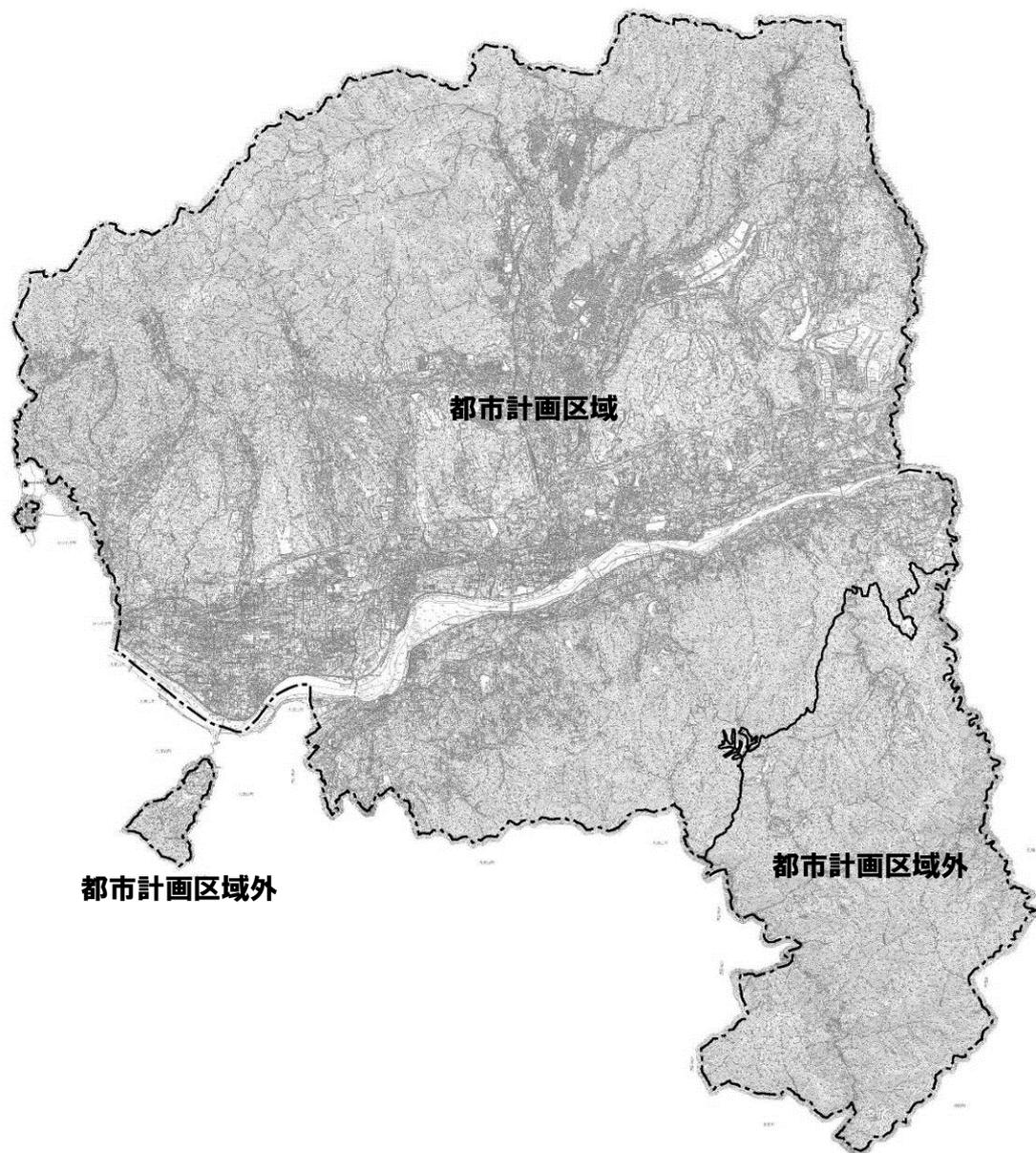
都市緑地法による『緑の基本計画』の対象区域は、都市計画区域となっています。

しかし、橋本地域の只野・須河・彦谷・谷奥深・北宿・南宿及び高野口町名倉の一部は都市計画区域外であるものの、緑豊かな地域であるため、これらの地域も含めた本市域全体を対象として策定します。

### 5-2. 対象とする緑

本計画では、公園・緑地などの公共公益施設としての緑や生け垣などの民有地の緑、樹木や水辺等の自然の緑などを含め、これらを総称した広義の緑を対象とします。

#### 対象とする範囲図



## 6. 橋本市の概要

	項目	概況
位置・沿革	位置	紀伊半島の中央に位置し、北が大阪府、東が奈良県と接している。
	沿革	大和王朝から交通の要所であり、中世には宿場町と紀の川水運の流通拠点として栄え、現在のまちの基礎を形成した。また、この頃に紀の川に大橋が架けられ、「橋本」の地名の由来となった。
	地勢	市域中央部を東西に紀の川が流れ、北部は河岸段丘からなる丘陵地、南部は紀伊山地に連なる山地となっている。
人口	人口・世帯	これまで人口増加を続けていたものの、平成 12 年から減少傾向にある。 平成 22 年：人口 66,361 人、世帯数 23,468 世帯（国勢調査）
	年齢別人口	年少人口の減少に対して、老年人口が増加傾向にあることから、少子高齢化が進んでいる。特に、国道 24 号沿いの既成市街地においては、少子高齢化が著しく進んでいる。平成 22 年現在、年少人口 13.2%（16.8%）、生産年齢人口 62.6%（65.7%）、高齢人口 24.2%（17.5%）注：（ ）内は平成 12 年人口割合
	通勤・通学人口	通勤・通学先は、橋本市が最も多いものの、約 5 割が他の市町村に通勤・通学している。平成 22 年通勤・通学先：橋本市 51.5%、大阪市 13.0%、堺市 5.0%、かつらぎ町 4.7%、五條市 4.4%、河内長野市 4.1%、その他市町村（合計）17.3% 通勤・通学者（橋本市）34,135 人：流出人口 16,428 人、流入人口 5,491 人
土地利用	土地利用	総面積 13,031ha のうち 59.4% を森林が占め、紀の川などの緑豊かな自然環境に恵まれている。（平成 22 年農林業センサス）
	法的規制状況	市域の約 83.4% が橋本・高野口の 2 つの都市計画区域（10,871ha）として指定されている。橋本都市計画区域（8,944ha）のうち 19.5% に用途地域（2,122ha）が指定されている。（平成 23 年 3 月末現在）
産業	就業構造	平成 22 年においては、第 3 次産業が 72.7% を占めている。
	農林業	農業は、柿とぶどう、養鶏業等が中心で、養鶏については、県下最大の 11 事業体・約 40 万羽の採卵鶏団地を有している。 林業は、従事者の高齢化に対応するため、紀北流域林業活性化センターや森林組合の活動を通じて、森林の環境保全や活力ある健全な林業育成と林業経営を行っている。
	工業	地場産業としては、手作りのへら竿（経済産業省指定伝統工芸品）やパイル織物等がある。
	商業	橋本駅前、高野口駅前、御幸辻駅前、隅田地区などの商店街と、国道 24 号・国道 371 号の沿道や大規模住宅地開発地区内に商業施設が立地している。
	観光	日本の音風景百選「不動山の巨石」、野鳥観察のできる「杉村公園」、桜の名所である「高野口公園」、万葉集ゆかりの「隅田町真土一帯」、歴史的な建造物（旅館）である「葛城館」、緑あふれる「玉川峡」などの観光スポットがある。
都市施設	広域交通	東西に京奈和自動車道橋本道路（2 車線暫定供用）、南北に国道 371 号バイパスが整備中である。京奈和自動車道橋本道路は市内に 3 箇所のインターチェンジが設置され、それぞれ国道 371 号バイパスと（都）三石台垂井線、（都）大野下中線に接続する。
	公共交通	東西を結ぶ JR 和歌山線と、南北を結ぶ南海高野線の 2 路線が通っている。平成 22 年の 1 日平均乗降客数は橋本駅（JR:2,558 人、南海:8,775 人）と林間田園都市駅（11,113 人）に集中している。バス路線は、「和歌山バス那賀」「南海りんかんバス」「コミュニティバス（3 ルート）」が運行している。市内（南海りんかんバス）に 6 路線、13 系統が運行している。
	道路	平成 23 年 3 月末現在の都市計画道路の整備率（概成済延長を含む幹線街路）は 69.8% であり、大規模住宅地開発地区の路線については、開発の進行に合わせて順次整備が進められている。
	公園・緑地	都市公園は、既成市街地に少なく、大規模住宅開発地で計画的に配置されているとともに、その他橋本市運動公園、住吉運動公園、総合公園の杉村公園等が配置されている。自然公園が 2 箇所、近郊緑地保全区域が 1 箇所指定されている。
	下水道	平成 22 年度末現在の汚水処理人口普及率は 88.7% である。
	河川	本市域は、全域が紀の川流域に含まれている。
	その他の都市施設	墓園・斎場・ごみ焼却場・し尿処理（整備済）の 4 施設が都市計画決定されている。
	市街地整備	現在、橋本駅前でも土地区画整理事業が進められている。
市街地動向	開発状況	北部の丘陵地帯を中心に、昭和 50 年代から大阪のベッドタウンとして大規模住宅地開発が進められたが、現在は開発圧力が低い。

# 第1章 緑の現況と課題

## 1. 緑の現況

### 1-1. 本市を構成する主要な緑

#### (1) 自然の緑

自然の緑は、和泉山脈や紀伊山地などの「山並み」や紀の川やその支流などの「河川」などの水辺、田園地帯や樹園地などの「農用地」の3つに分けられます。



和泉山脈の山並み



紀の川



田園

#### (2) 公共公益施設の緑

公共公益施設の緑としては、「都市公園などの公園」や「街路樹」、「官公庁施設」、「教育施設」、「福祉施設」、「公営住宅」などがあげられます。



杉村公園



橋本市運動公園



橋本市浄水場

#### (3) 民有地の緑

民有地の緑としては、「住宅地の緑」や「商業地の緑」、「工場敷地内の緑」、「社寺」などがあげられます。



住宅地の緑



集落の緑



利生護国寺

## 1-2. 緑に関わる市民の意識

### (1) 市民アンケート調査の概要

緑の基本計画の策定において、市民のみなさんの意見を反映させた計画とするため、市民アンケート調査を行いました。この調査概要は次のとおりです。

#### ■市民アンケート調査の概要

- 調査対象者: 20歳以上の市民
- 配布回収方法: 郵送
- 実施期間: 平成22年6月29日～平成22年7月20日
- 配布数: 3,228票
- 回収率: 40.7%(1,313票)

### (2) 緑の満足度

『みどりの満足度(満足・やや満足)』は、「森や山の緑」が60.7%と最も多く、次いで「田や畑等の緑」が50.2%と、不満度(やや不満・不満)を大きく上回っています。一方、「商業地の緑」、「工業地の緑」、「道路の緑」は「不満度」が「満足度」を上回っています。

『市域全体の緑』は「満足度」が29.5%、「不満度(やや不満・不満)」が17.3%、『身近な地域の緑』は「満足度」が39.7%、「不満度(やや不満・不満)」が14.4%と、ともに「満足度」が「不満度」を上回っています。

### (3) 生活施設の整備

『生活施設の整備』は、「多世代が交流できる公園の充実」が37.9%、「歩いて行ける公園の整備」が30.2%、「複合的な文化施設の充実」が23.8%、「自然とふれあえるレクリエーション施設の充実」が23.2%となっています。

### (4) 公園の整備

『公園の整備』は、「安心して過ごせる公園の整備」が66.1%と最も高く、次いで、「四季感あふれる公園の整備」が33.1%、「スポーツ、ジョギング等が楽しめる公園の整備」が24.8%、「避難地となる公園の整備」が23.1%となっています。

## 2. 緑の課題

---

### 2-1. みどりの保全と活用

- 和泉葛城近郊緑地保全区域や金剛生駒紀泉国定公園である和泉山脈と市域南部に広がる紀伊山地は本市を代表する山並みであり、これらの緑豊かな環境と山林の美しさを守り、そして後世に受け継いでいく必要があります。
- 母なる川である紀の川などについては、治水対策とともに、市民が親しめる水辺づくりを進め、雄大な自然景観や清流を守り、そして緑のまちづくりに活かしていく必要があります。
- 動植物の生態系や貴重な樹林・樹木についても、その環境に配慮しつつ保全するとともに、自然観察やハイキングなどの自然とのふれあいの場として活用していく必要があります。
- 大規模住宅開発地区については、周辺環境と調和を図るとともに、斜面地などの緑を復元し、緑豊かな環境を形成していく必要があります。
- 農地については、農業生産の場として保全するとともに、市民農園や景観作物などとして利用することにより、市民が土にふれあい、楽しめる場として活用していく必要があります。

### 2-2. みどりの創出と育成

- やすらぎやコミュニティの場を充実していくため、橋本市運動公園、杉村公園、高野口公園、丸山公園、住吉運動公園などの拠点となる緑地については、緑豊かな環境を保全しつつ、市民の憩いの場やレクリエーションの拠点として形成していくとともに、都市公園などの整備や既存公園を再整備し、市民が歩いて行ける公園の充実に取り組んでいく必要があります。
- 緑豊かな市街地を形成していくため、小さなスペースを利用したポケットパークや休憩施設などの整備や魅力ある公園の整備を進めるとともに、道路の緑化や主要な交差点の緑化、歩行者・自転車道の整備とあわせた緑化などに取り組んでいく必要があります。
- 学校・市役所などの公共建築物の緑化や住宅地の緑化、事業所の緑化などを進め、緑豊かなまちなみを形成していく必要があります。

### 2-3. 協働によるみどりの取り組み

- 市民が主体となる緑のまちづくりを進めるため、計画段階から市民が参加した公園づくりに取り組むとともに、市民・企業・行政が協働して、緑地協定などのルールづくりに取り組む必要があります。
- 緑化活動を普及していくため、各種パンフレットなどの配布や緑のイベント開催、緑のリサイクル活動の充実、学校教育の一環としての野外学習などの充実に取り組む必要があります。
- 市民が主体となって緑のまちづくりに参加できるように、緑のボランティアの育成や緑化推進団体の育成などの人や組織の育成に取り組む必要があります。

## 第2章 緑の将来像と計画目標

### 1. 基本理念

「橋本市長期総合計画」の将来像である『時間ゆたかに流れ 暮らし潤う創造都市 橋本』を具体化していくため、次のように基本理念を設定し、緑のまちづくりを進めます。

**紀の川の流れと豊かな緑が大きなみもりと笑顔を咲かせる はしもと**  
～みんなで守り育てる水と緑にゆったりとふれあいながら散策できるまちに～

また、市民みんなが一丸となって、緑を守り育てる心を育むため、市民・企業・行政の協力による都市緑化活動（ランドワーク）により、緑のまちづくりを展開し、身近な地域の環境づくりを進めます。

### 2. 基本方針

本市の緑豊かな環境を守り、そして美しいまちなみを創造していくためには、公共施設などにおいて緑化を進めることはもちろんですが、住宅地や企業用地など、民有地の緑化は欠かせません。

このため、「みんなで緑を守り伝えます」「みんなで緑をつくり育てます」「みんなで緑の輪を広げます」を基本方針として、市民一人ひとりが主役となり、身近な所から緑化運動に取り組むなど、緑豊かな美しい景観づくりを推進します。

#### 2-1. みんなで緑を守り伝えます

本市には、和泉山脈や紀の川をはじめとした美しい山並み、河川、農地などの自然豊かな緑があります。このような緑豊かな環境は、祖先から受け継いだ大切な財産であることから、次の世代へ継承していくため、みんなで緑を守り伝えていきます。

#### 2-2. みんなで緑をつくり育てます

緑豊かなまちなみを形成していくため、都市公園などの充実や道路・公共建築物などの緑化などに努めるとともに、住宅地や事業所などの民有地における緑化を進め、みんなで緑をつくり育てます。

#### 2-3. みんなで緑の輪を広げます

森林や紀の川等の自然環境は本市の特徴であるとともに、市民の居住魅力となっており、市民にとってこれら資源とのふれあいを大切にしていくことが必要です。将来においても、本市の財産として保全していく大切さを市民一人ひとりが再認識するため、イベントの開催等のさまざまな普及活動により、市民・企業・行政がそれぞれの立場で役割を分担し、お互いに協力し、みんなで緑の輪（和）をつなげ広げます。

### 3. 緑の将来像

---

本市では、骨格となる緑や緑のまちづくりの拠点とともに、これらを繋ぐ水と緑のネットワークを形成し、市街地や集落地における緑豊かなまちづくりを推進します。

なお、緑のまちづくりの拠点周辺において、緑の文化形成を先導する必要性が高い地区を「緑化重点地区」として選定し重点的に緑化を推進します。

#### 3-1. 骨格となる緑

##### (1) 山並みの保全・活用

北部の和泉山脈と南部の紀伊山地は、本市の骨格となる緑として、自然豊かな環境を保全するとともに、自然とふれあえる場として活用します。

##### (2) 紀の川の保全・活用

本市を東西に横断している紀の川は、その雄大な景観を保全するとともに、市民が憩い、楽しめる場として活用します。

##### (3) 農地等の保全・活用

市街地や集落周辺などに広がる農地は、ゆとりと潤い空間として、その環境を保全するとともに、市民農園や景観作物などに活用します。

##### (4) スポーツレクリエーションゾーンの保全・活用

スポーツレクリエーションゾーンについては、緑豊かな環境を保全するとともに、市民の健康増進のために活用します。

#### 3-2. 緑のまちづくりの拠点

##### (1) 緑の拠点

杉村公園、高野口公園、丸山公園と不動山の巨石周辺などを緑の拠点として、豊かな自然環境を保全するとともに、動植物などに配慮しつつ、緑とふれあい、やすらげる空間づくりとして活用します。

##### (2) スポーツ拠点

橋本市運動公園、住吉運動公園を中心に、紀の川河川敷を利用したグラウンドなどをスポーツ拠点として、市民がスポーツレクリエーションを楽しめ、憩い、交流できる場として活用します。

##### (3) 歴史拠点

隅田八幡神社、信太神社、地藏寺（高野口町）をはじめとした歴史・文化遺産は、社寺林などと一体となった緑豊かな景観を形成していることから、本市の歴史を伝える重要な緑として保全します。

#### (4) 水の拠点

岩倉池、引の池や不動の滝、嵯峨の滝、根古川、飛び越え石などを水の拠点として、その環境を保全するとともに、動植物や清流などに配慮しつつ、市民が水と親しみ、やすらぎ、憩える場として活用します。

### 3-3. 水と緑のネットワーク

#### (1) 緑のネットワーク

既成市街地を通る国道24号や国道371号などの幹線道路については、まちの緑化軸として緑化を進め、まちに連続性のある潤い空間を演出し、緑のネットワークを形成します。

#### (2) 水のネットワーク

紀の川やその支流河川は、本市の貴重な潤い空間であることから、河川に生息する動植物などに配慮しつつ、その環境を保全し、水のネットワークを形成します。

#### (3) 歴史のネットワーク

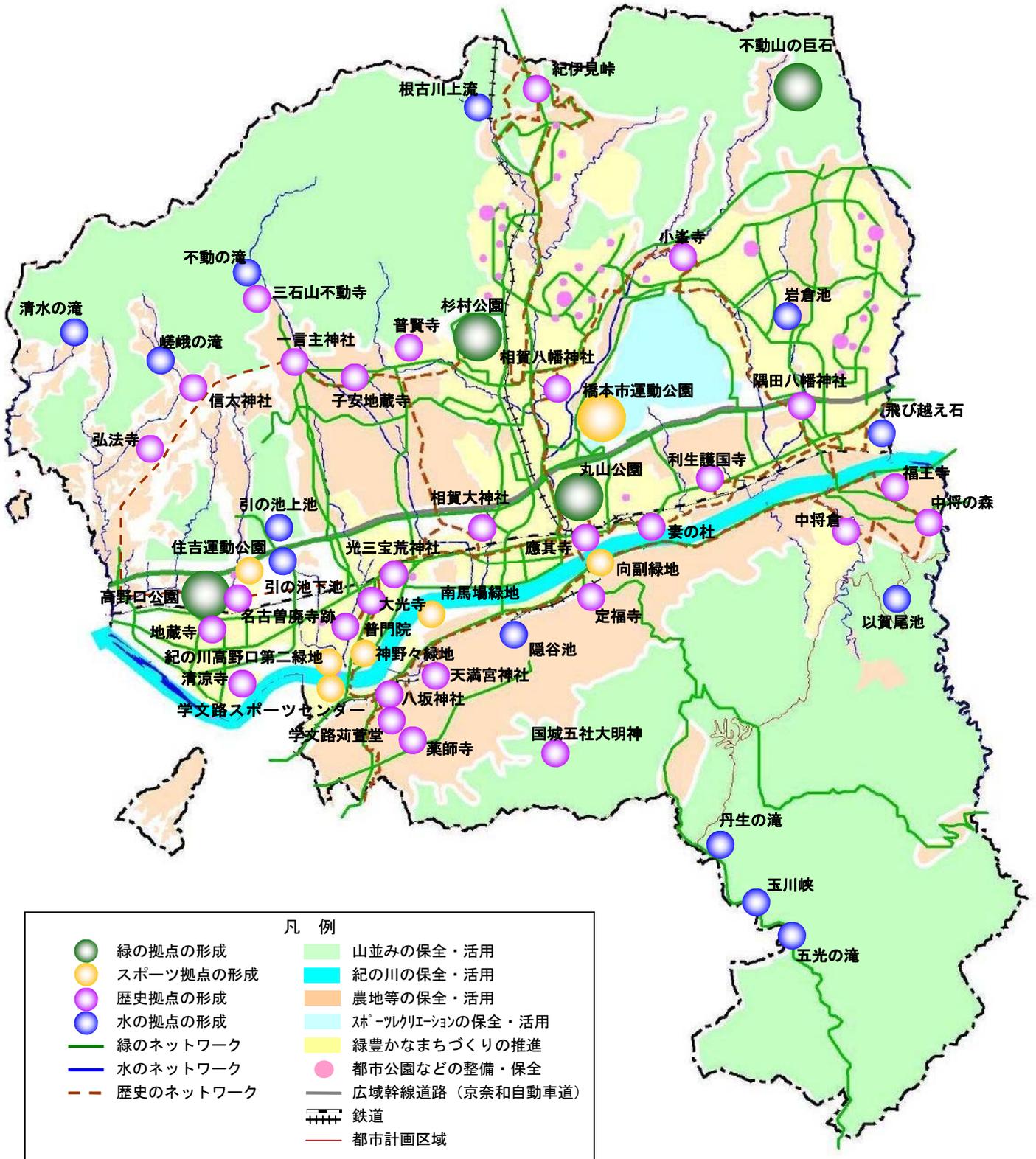
伊勢（大和）街道や高野街道などの歴史街道ルートについては、歴史的なまちなみを活かしつつ、歴史のネットワークを形成します。

### 3-4. 緑豊かなまちづくりの推進

市街地や集落については、都市公園などの整備や緑化を進め、緑豊かな景観を形成します。



# 緑の将来像図



#### 4. 公国整備及び緑化の目標

##### (1) 都市公園の整備目標

年次	2012年：現況 (平成24年3月31日現在)	2032年(平成44年)
目標水準	14.76 m <sup>2</sup> /人以上	20 m <sup>2</sup> /人以上

##### (2) 公共公益施設及び民有地の緑化目標

区分		緑化の目標
道路などの緑化		●幹線道路は、道路の幅員構成や後背地の土地利用などに応じた低木・高木などの街路樹を選定し、可能な限り緑化を推進します。
河川の緑化		●河川改修にあわせて、周辺環境や動植物の生態系などに配慮しつつ、緑豊かな河川空間の整備を推進します。
公共公益施設の緑化	学校	●敷地外周の緑化や花壇など、敷地の緑化をめざします。
	公営住宅	●新設、建て替え時に、できる限り多くの敷地の緑化をめざします。 ●既設の公営住宅については、空閑地を活用し、緑化を進めます。
	その他	●新設の場合は、できる限り多くの敷地の緑化をめざします。 ●既設の場合は、空閑地を活用し、緑化を進めます。
民有地の緑化	事業所等	●できる限り多くの敷地の緑化をめざします。
	住宅	●緑地協定などのルールづくりにより、住宅地の緑化を進めます。

## 第3章 緑地配置計画

### 1. 環境保全のための緑地配置

---

#### 1-1. 骨格となる緑地を保全します

- ・市域北部と南部に広がる森林の緑及び市街地周辺の丘陵地の緑は、本市の骨格を形成するまとまりのある緑として位置づけます。
- ・市域を貫流する紀の川などの河川の緑は、軸となる緑地として位置づけます。

#### 1-2. 水と緑のネットワークにより生物の生育・生息環境を確保します

- ・市域に分布する動植物の生息・生育環境を確保するよう、緑地を配置します。
- ・市街地に分布する緑や周辺の田園・樹園地の緑を、河川の緑などでネットワークさせ、多様な生息・生育環境を確保するように配置します。

### 2. レクリエーションのための緑地の配置

---

#### 2-1. 水と緑のレクリエーション機能を体系的に形成します。

- ・水辺レクリエーションの場として、紀の川、橋本川、田原川などの緑地を位置づけます。
- ・市街地周辺における水辺レクリエーションの場として、向副緑地、南馬場緑地、神野々緑地、若もの広場等を河川敷緑地に位置づけます。
- ・自然レクリエーションの場として、「やどり温泉いやしの湯」周辺を位置づけます。
- ・市街地周辺の自然とふれあえる場として、杉村公園、高野口公園、丸山公園を位置づけます。
- ・これらのレクリエーションの場を歴史街道や河川等により繋げ、本市の水と緑のレクリエーション機能を体系的に形成します。

#### 2-2. スポーツレクリエーションの機能を体系的に形成します

- ・スポーツレクリエーションの拠点として、橋本市運動公園と住吉運動公園を位置づけます。
- ・各種スポーツレクリエーションに対応した緑地として、近隣公園を位置づけます。
- ・これらの緑地により、本市のスポーツレクリエーション機能を体系的に形成させます。

#### 2-3. 日常的なレクリエーションの場を確保します

- ・市街地における日常的なレクリエーションのための緑地として、住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）を配置バランスに留意して確保します。

### 3. 景観のための緑地の配置

---

#### 3-1. 橋本らしい景観を形成します

- ・市街地を取り巻く山地や丘陵地の緑をはじめ、潤いを与える河川や池の緑は、自然豊かな景観を構成する緑地として位置づけます。
- ・桜など四季折々の花が美しい杉村公園、高野口公園、丸山公園や、信太神社の樟樹、大光寺のしぐれの松、天満神社のネズ、葛城神社のムクロジをはじめ、文化的な価値が高い隅田八幡神社、利生護国寺、地藏寺（高野口）、田園や樹園地の緑などは、歴史と風土を感じられる景観を構成する緑地として位置づけます。

#### 3-2. 緑豊かな視点場を確保します

- ・市域を見渡せる緑豊かな視点場として、国城山の緑、橋本市高野口山村体験交流促進センター付近の弁天山展望台を位置づけます。

### 4. 防災のための緑地の配置

---

#### 4-1. 災害を防止します

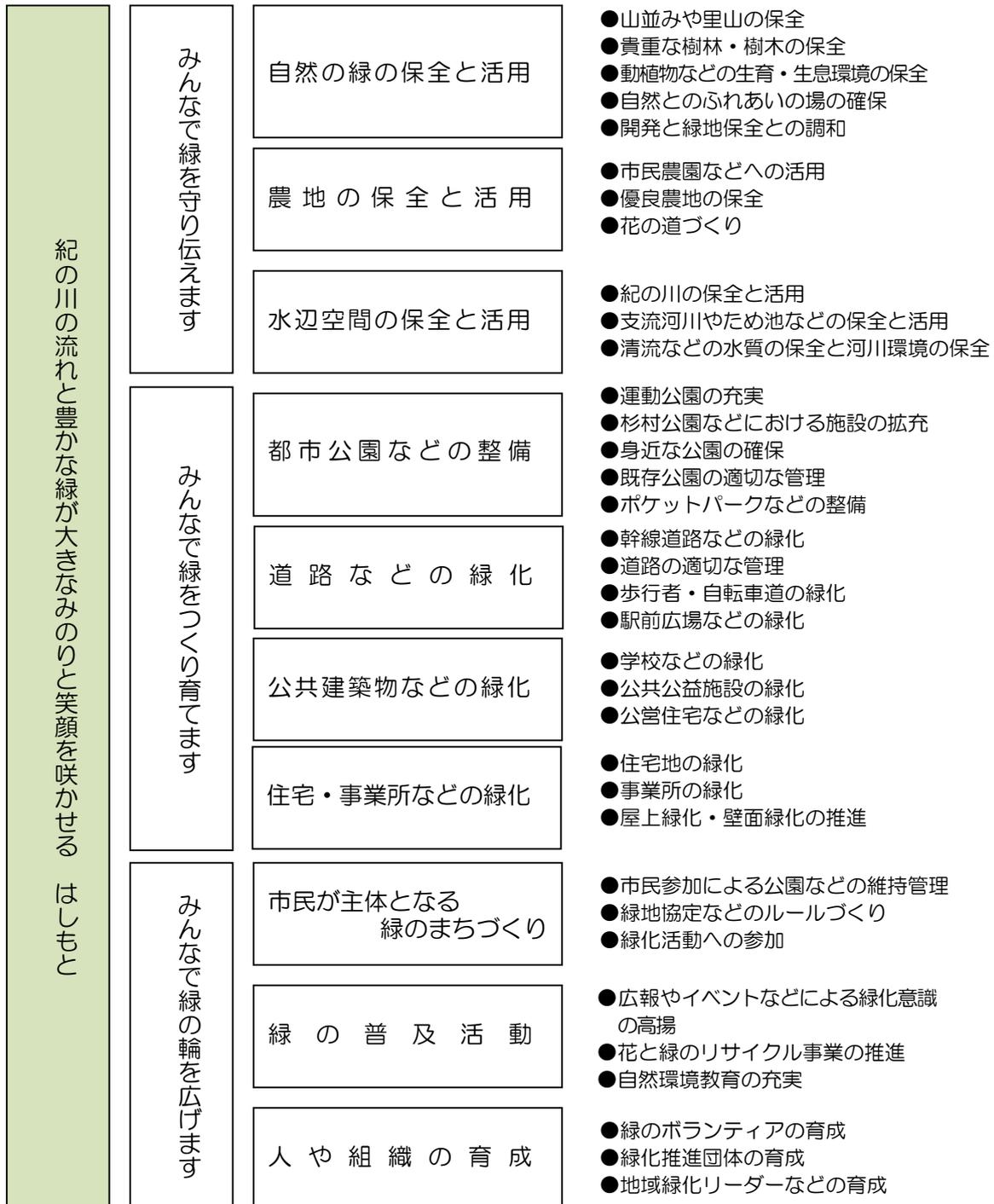
- ・土砂災害を防止する緑地として、地すべり、土砂流及び急傾斜地崩壊危険箇所などを含む緑地を位置づけます。
- ・市街地火災時に延焼を防止する緩衝緑地として、河川の緑地、緑道や幹線道路の緑を位置づけます。

#### 4-2. 安全な避難場所・避難路を確保します

- ・災害時に安全な避難場所となる緑地として、既に広域避難地及び広域防災拠点として位置づけられている橋本市運動公園を位置づけます。
- ・市街地における身近な避難地として、街区公園、近隣公園などの公園及び教育施設のグラウンド等を位置づけます。また、橋本市地域防災計画による一時避難地について検討し、防災設備を併せ持つ施設の充実に努めます。
- ・災害時における安全な避難路として、幅員があり植樹帯の設置されている緑道や幹線道路を位置づけます。

## 第4章 緑地の保全及び緑化推進のための施策

### 施策の体系



## 1. みんなで緑を守り伝えます

---

### 1-1. 自然の緑の保全と活用

#### (1) 山並みや里山の保全

和泉山脈や紀伊山地などの美しい山並みや里山は、本市の骨格を形成している緑であることから、その環境を保全していくとともに、貴重な動植物などの生態系に配慮しつつ、保全します。

#### (2) 貴重な樹林・樹木の保全

本市の貴重な大木・古木や優れた自然植生がある樹林地は、保存樹・保存樹林などの指定も視野に入れて、本市の歴史を物語る緑として保全します。

#### (3) 動植物などの生育・生息環境の保全

里山や河川などに生息する動植物については、その生育・生息環境を保全します。

#### (4) 自然とのふれあいの場の確保

動植物などの観察が楽しめる杉村公園、高野口公園、丸山公園や根古川、田原川などについては、自然観察レクリエーションや自然とふれあえる場として活用します。

#### (5) 開発と緑地保全との調和

大規模住宅地開発などについては、周辺環境に配慮しつつ、斜面地などの緑の復元を誘導するなど、緑豊かな環境との調和に努めます。

### 1-2. 農地の保全と活用

#### (1) 市民農園などへの活用

市街地や集落の内や近接する農地については、市民が農業に親しむことができる市民農園などに活用します。

#### (2) 優良農地の保全

農用地区域については、農業振興だけでなく、ゆとりと潤いのある空間として位置づけ、優良農地を保全します。

#### (3) 花の道づくり

市民参加により、休耕田などについては、コスモスなどによるフラワーベルト化（花の道づくり）などに活用します。

### 1-3. 水辺空間の保全と活用

#### (1) 紀の川の保全と活用

紀の川は、本市のシンボルとして水辺の自然環境を保全するなど、動植物などの生育・生息環境に配慮しつつ、市民のやすらぎと憩いの場として活用します。

#### (2) 支流河川やため池などの保全と活用

紀の川の支流やため池などについては、市民が身近で水に親しみ、やすらぎ、憩える場として活用します。

#### (3) 清流などの水質と河川環境の保全

不動の滝や丹生の滝、嵯峨の滝をはじめとした清流の源については、水質や周辺環境を保全するとともに、水の音を感じる空間として保全します。

## 2. みんなで緑をつくり育てます

---

### 2-1. 都市公園などの整備

#### (1) 運動公園の充実

スポーツレクリエーション拠点及び市民の活動拠点である橋本市運動公園、住吉運動公園は、市民の健康増進のための機能の充実に努めます。

#### (2) 杉村公園などにおける施設の充実

花と緑豊かな杉村公園、高野口公園や丸山公園は、自然とのふれあいの場として活用するとともに、市民が身近で緑にふれあえる場として活用します。

また、杉村公園等へは大阪方面などからの来訪者もあることから広域の利用も考慮し、駐車場や国道 371 号バイパスからのアクセス道路などの利用環境の向上に努めます。

#### (3) 身近な公園の確保

歩いて行ける身近な公園（住区基幹公園等）については、市街地開発事業などと併せて整備を促進します。

#### (4) 既存公園の適切な管理

既存公園については、遊具等の適切な管理に努めるとともに、防犯に配慮した施設や植栽の配置に配慮します。

#### (5) ポケットパークなどの整備

橋本駅や高野口駅周辺においては、やすらぎと潤いのある市街地環境を形成していくため、小さなスペースを利用して、ポケットパークや休憩施設などの憩いの場の整備に努めます。

## 2-2. 道路などの緑化

### (1) 幹線道路などの緑化

既設の幹線道路では、現状の幅員などに考慮するとともに、新設道路については、計画段階からできる限り植栽帯を設けるなど、周辺景観や環境にあった幹線道路等の緑化を推進します。

### (2) 道路の適切な管理

安全で快適な道づくりを進めるため、街路樹や道路美化など、適切な管理に努めます。

### (3) 歩行者・自転車道の緑化

安全な通行やサイクリングが楽しめる環境を確保するため、歩行者・自転車道のネットワークの形成に努めるとともに、周辺景観や環境に配慮しつつ、樹木の植栽や花壇、ベンチなどを設置するなど歩行者・自転車道の緑化を推進します。

### (4) 駅前広場などの緑化

駅前広場や京奈和自動車道の IC などは、本市の玄関口にふさわしい景観を形成するため、花と緑による緑化を推進します。

## 2-3. 公共建築物などの緑化

### (1) 学校などの緑化

地域のコミュニティの拠点である学校や公民館などについては、地域住民の協力を得ながら、樹木の植栽や草花による季節感を演出し、施設の緑化を推進します。

### (2) 公共公益施設の緑化

公共公益施設については、緑化推進のモデル施設として、生け垣などの緑化や高木による緑化などを推進します。緑化が困難な小規模な施設については、ハンギングバスケットやフラワーポットなどにより、緑化を推進します。

また、花と緑豊かなまちを形成するため、市などが所有する土地のうち未利用地や道路斜面などにおける緑化を推進します。

さらに、国体の開催会場等の緑化を推進します。

### (3) 公営住宅などの緑化

公営住宅の建て替えにあたっては、ゆとりのある空間を確保するため、敷地内における緑地の整備に努めます。また、敷地周囲は生け垣などの緑化を推進し、周辺の住環境の向上やまちなみ景観の形成に努めます。

## 2-4. 住宅・事業所などの緑化

### (1) 住宅地の緑化

土地区画整理事業や宅地開発などの市街地開発事業の地区については、緑豊かな住宅地を形成するため、緑地協定や建築協定、地区計画などを活用します。

また、地域の特色に応じた個性ある景観を形成するため、市民主体の緑化活動などの促進や支援を行います。

### (2) 事業所の緑化

商店や商店街などについては、魅力ある景観を形成するため、店先や壁面、駐車場などの緑化を推進します。

工場などについては、企業の協力を得ながら、敷地周囲や出入口周りの緑化を推進します。

### (3) 屋上緑化・壁面緑化の促進

植栽空間の少ない既存市街地などにおいては、壁面緑化や屋上緑化を促進します。

## 3. みんなで緑の輪を広げます

---

### 3-1. 市民が主体となる緑のまちづくり

#### (1) 市民参加による公園などの維持管理

新規公園の整備や既存公園の再整備を行う時は、利用する人の視点に立った公園づくりを進めるとともに、ワークショップなどにより、計画段階から市民が参加できる公園づくりを進めます。

また、地域住民の協力を得ながら、公園の適正な維持管理に努めます。

#### (2) 緑地協定などのルールづくり

緑豊かなまちなみの形成と民有地緑化を進めるため、市民・企業・行政が協働して、緑地協定や建築協定、地区計画などのルールづくりを進めます。

#### (3) 緑化活動への参加

市民みんなの手により緑を守り、育てていくため、市民主体の緑化運動の取り組みを促進します。

## 3-2. 緑の普及活動

### (1) 広報やイベントなどによる緑化意識の高揚

広報紙による緑に関する情報提供や、(財)都市緑化機構における「緑の都市賞」※1、「緑の環境デザイン賞」※2などへの応募を働きかけるなど、市民の緑化意識の高揚を図ります。

※1：緑の都市賞とは、(財)都市緑化機構が、明日の緑豊かな都市づくり・街づくりをめざし、樹木や花などの「みどり」を用いた環境の改善、景観の向上、緑のリサイクル等に取り組み、緑化や緑の保全に良好な効果をあげている市民団体、企業、公共団体等の団体を顕彰し、これにより広く都市の緑化推進、緑の保全による快適で地球にやさしい生活環境を創出することを目的としているものです。本市では矢倉脇区が過去に助成を受けています。

※2：緑の環境デザイン賞とは、(財)都市緑化機構と第一生命保険株式会社の共催により、緑豊かな都市環境の形成を図るとともに、自然のふれあいやコミュニティの醸成に役に立つことを目的としているものです。広く地域の緑地として景観や利用の面で役に立つと同時に、緑の持つ環境機能を通じて都市の環境共生に寄与する緑化プランを募集しています。

### (2) 花と緑のリサイクル事業の推進

公園の清掃時に出る落ち葉やせん定枝などを循環資源として有効利用するなど、花と緑のリサイクル事業を推進します。

### (3) 自然環境教育の充実

子供から大人まで自然の大切さや自然保護に対する意識の高揚を図るため、豊かな自然や田園などとのふれあいや体験学習、生涯学習など、自然環境教育の充実に努めます。

## 3-3. 人や組織の育成

### (1) 緑のボランティアの育成

地域緑化活動を活発化するため、広報誌や交流イベントなどを活用し、緑化活動に取り組むボランティアなどの育成に努めます。

### (2) 緑化推進団体の育成

市民・企業・行政が協働して、緑の維持管理や民有地の緑化及び緑地保全の推進、緑化の普及・啓発や、緑化活動に取り組むNPOなどの市民団体の育成に努めます。

### (3) 地域緑化リーダーなどの育成

市民参加の公園づくりや市民主体の緑化活動に指導的な役割を担う地域緑化リーダーの育成に努めます。

## 第5章 緑化重点地区の設定と整備方針

### 1. 緑化重点地区とは

緑化重点地区とは、緑の保全、整備、創造等の施策を重点的に推進し、緑の文化形成を先導するモデル地区として位置づけられるものです。

### 2. 緑化重点地区の設定

緑化重点地区の性格を踏まえ、緑の文化形成を先導する地区として、橋本駅及び高野口駅周辺地区を選定します。



橋本駅周辺



高野口駅周辺

## 第6章 実現のための方策

### 1. 行政ができること

---

#### 1-1. 緑化の推進・管理体制を充実します

- ・道路・公園などの都市基盤施設や学校・市役所などの公共公益施設などにおいて、緑化を推進します。
- ・公共の緑地について、計画的な管理に取り組み、質の向上、管理の合理化に努めるとともに、将来、緑地管理機構\*などの設立も視野に入れて、緑の管理体制の強化に努めます。
- ・地域の緑を守り育てるため、本市固有の地形や動植物等に関する情報の発信に努めます。

\*緑地管理機構とは、地方公共団体以外のNPO法人などの団体が緑地管理機構として緑地の保全や緑化の推進を行う制度です。これにより、民間団体や市民による自発的な緑地の保全や緑化の推進に対する取り組みを推進することができます。(都市緑地法第68条)

#### 1-2. 条例等制度を充実します

- ・市民・企業・行政が協働し、みんなで緑を守り、育て、広げていくため、ハードとソフトをあわせた、きめ細かな助成や支援の制度の創設を検討します。

#### 1-3. 市民参加の推進を検討します

- ・市民の自主的なまちづくり活動を支援検討するため、開かれた行政組織の強化や横断的な庁内体制の整備に努めます。

#### 1-4. 実施計画の立案・調査に取り組みます

- ・重点的に緑化に取り組む地区については、地区の特性にあったモデル事業や実施計画の立案に取り組みます。

### 2. 市民・企業ができること

---

緑豊かなまちをつくっていくためには、行政の力だけでなく、市民・企業の協力が必要不可欠です。

「紀の川の流れと豊かな緑が大きなみのりと笑顔を咲かせる はしもと」の実現に向けて、市民・企業が次のようなことに取り組む必要があります。

#### 2-1. 緑に関心を持ちましょう

- ① 公園や道路にゴミを捨てないようにしよう
- ② 犬の散歩では、マナーを守り、気持ち良く使える公園にしよう
- ③ 植栽やせん定、除草、水やりなどに協力しよう
- ④ 花や緑のイベントに積極的に参加しよう
- ⑤ 花や緑の講座やシンポジウムなどに積極的に参加しよう

## 2-2. 身のまわりから花や緑を増やしましょう

- ⑥ 一人一花、一人一鉢の花づくりを実践しよう
- ⑦ 四季折々の花で玄関や敷地周りを飾ろう
- ⑧ 家の境界は生け垣など緑や花で演出しよう
- ⑨ 事業所などは緑化のモデルとなるような景観づくりをしよう
- ⑩ 花や樹木に名前をつけよう

## 2-3. 人と緑の和を広げましょう

- ⑪ 地域ぐるみで緑化に取り組みましょう
- ⑫ 余った花の種や花苗、苗木を持ち寄りリサイクルしよう
- ⑬ 市民・企業・行政が話し合える場をつくろう
- ⑭ 先進地に学び、交流や連携しよう
- ⑮ 花や緑を育てる心と手をつなげよう



---

橋本市緑の基本計画

平成 25 年 3 月

橋本市建設部都市計画課

TEL 0736-33-1111(代表)

---



橋本市